

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年10月21日（令和7年（行情）諮問第1197号）及び同年11月18日（同第1317号）

答申日：令和8年2月16日（令和7年度（行情）答申第911号及び同第913号）

事件名：「令和6年度新着任基地対策担当者業務講習」の講習内容に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件
「令和6年度新着任基地対策担当者業務講習」に使用されたテキストの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年12月2日防官文第27202号、令和7年2月10日付け同第2569号、同年6月27日付け同第15139号及び同年7月25日付け同第17599号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 原処分1について

ア ないしキ （略）

(2) 原処分2について

ア ないしキ （略）

(3) 原処分3について

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イないしエ (略)

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

(4) 原処分4について

アないしエ (略)

オ 上記(3)アに同じ。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる3文書(本件対象文書)を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年12月2日付け防官文第27202号により文書1及び文書2について、令和7年2月10日付け防官文第2569号により文書3(1枚目のみ)について、法9条1項に基づく各開示決定処分(原処分1及び原処分2)を行った後、令和7年6月27日付け防官文第15139号により文書3について、及び同年7月25日付け防官文第17599号により文書3(1枚目を除く。)について、法5条5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分(原処分3及び原処分4)を行った。

本件各審査請求は、原処分1ないし原処分4に対して提起されたものであり、本件各諮問に当たっては、原処分1及び原処分3に係る各審査請求、原処分2及び原処分4に係る各審査請求をそれぞれ併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文

書の一部が同条5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年10月21日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1197号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年11月6日 審議（同上）
- ④ 同月18日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1317号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同年12月4日 審議（同上）
- ⑦ 令和8年2月9日 令和7年（行情）諮問第1197号及び同第1317号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は原処分1及び原処分2に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問

庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「令和6年度新着任基地対策担当者業務講習」に関する文書の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成又は取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1ないし番号3に掲げる不開示部分について

ア 別表の番号1ないし3に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(1)に掲げる部分を除く部分について

当該部分には、「基地問題」とされる具体的事柄、基地周辺に居住する住民等に対する具体的対応方法及び基地関係の事例等に関する未公表の情報が記載されていると認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、基地に関係する自治体等の信頼を失い、また、基地周辺に居住する住民等に対する国の対応方法が推知され、これらによって、今後の基地対策業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号1ないし3に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(1)に掲げる部分について

当該部分は、既に公にされている文書やその内容であり、これを公にしても今後の基地対策業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難いため、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の番号4に掲げる不開示部分について

当該部分には、空幕基地対策室等の内線番号が記載されていると認め

られる。

当該部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号5に掲げる不開示部分について

ア 別表の番号5に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(2)ないし(9)に掲げる部分を除く部分について

当該部分には、「泡消火設備専用水槽」の状況把握調査に関して、自衛隊において検討・調査した内容が記載されていると認められ、当該部分を公にすると、自衛隊内で行われた検討・調査の具体的な内容が明らかとなり、将来の同種の検討に際して政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号5に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(2)ないし(9)に掲げる部分について

当該部分は、上記の状況把握調査に関して、既に公表されている結果等であり、これを公にしても、政府部内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められないため、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条5号及び6号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第1197号)

「令和6年度新着任基地対策担当者業務講習」の講習内容に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て

(2) 本件請求文書2 (諮問第1317号)

「令和6年度新着任基地対策担当者業務講習」に使用されたテキストの類いの全て

2 本件対象文書

(1) 上記1 (1) の本件請求文書1の対象として特定された文書

ア 原処分1

文書1 令和6年度新着任基地対策担当者業務講習について (通達) (空幕総(基対)第19号。令和6年6月7日)

文書2 令和6年度新着任基地対策担当者業務講習 参加・聴講者名簿

イ 原処分3

文書3 令和6年度新着任基地対策担当者業務講習 令和6年6月13日 担当者業務講習資料 空幕基地対策室

(2) 上記1 (2) の本件請求文書2の対象として特定された文書

ア 原処分2

文書3 (1枚目のみ。)

イ 原処分4

文書3 (1枚目を除く。)

3 開示すべき部分 (いずれも文書3)

(1) 54枚目、60枚目及び92枚目の全て

(2) 124枚目の上から11行目5文字目及び6文字目

(3) 124枚目の上から13行目16文字目ないし19文字目

(4) 124枚目の上から14行目24文字目ないし44文字目

(5) 124枚目の上から15行目24文字目ないし37文字目

(6) 124枚目の上から17行目22文字目ないし37文字目

(7) 124枚目の上から18行目1文字目ないし12文字目

(8) 124枚目の上から19行目

(9) 124枚目の上から20行目

別表 不開示部分

番号	不開示とした部分（いずれも文書3）	不開示とした理由
1	36枚目、51枚目、69枚目から71枚目まで、74枚目、82枚目、88枚目、90枚目、93枚目、95枚目、99枚目、101枚目、103枚目、108枚目、111枚目及び113枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務又は事業に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
2	52枚目、54枚目、60枚目、73枚目、77枚目から81枚目まで、83枚目、86枚目、92枚目、102枚目、104枚目、105枚目、109枚目及び114枚目から116枚目までのそれぞれ全て	
3	117枚目の内容の全て（原処分3のみ、原処分4では開示）	
4	66枚目及び118枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
5	124枚目の一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。